

## 富里市新デマンド交通運行業務委託プロポーザル実施要領

### 1. 目的

本要領は令和3年度に策定した富里市地域公共交通計画に基づき、令和4年10月から運行を予定している富里市新デマンド交通運行業務の実施に当たり、運行事業者の選定に関して必要な事項を定めることを目的とする。

### 2. 業務概要

- |           |                                 |
|-----------|---------------------------------|
| (1) 業務名   | 富里市新デマンド交通運行業務                  |
| (2) 業務内容  | 別紙「富里市新デマンド交通運行業務委託仕様書」<br>のとおり |
| (3) 業務期間  | 令和4年10月1日から令和5年3月31日まで          |
| (4) 契約方法  | 公募型プロポーザルによる随意契約                |
| (5) 予算限度額 | 25,340千円以内（消費税及び地方消費税を含む）       |

### 3. 参加資格

本業務に係る企画提案に参加できる者は、次に掲げる事項を全て満たすこととする。

- (1) 事業者資格として、道路運送法第4条第1項に規定する一般乗合旅客自動車運送事業の許可を受けている者、または、運行開始日までに同法21条に規定する許可を取得見込のある者で、企画提案書の提出日までに一般乗合旅客自動車運送事業（区域運行）の許可申請に必要な全ての書類を整えることが可能な者であって、運行開始までに必要な手続きを行い、運行開始日から遅延なく運行を開始できる者であること。
- (2) 富里市の入札参加資格者名簿に登録されている者で、車両運行管理業務、旅客輸送業務またはこれに準ずる業務を行っていると思われる者であること。
- (3) 営業所の所在地は一般乗合旅客自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の審査基準（平成13年12月27日公示）に規定する営業所であって、富里市内に営業所を有する者であること。
- (4) 事故の発生により、業務の遂行に障害が発生した場合には、乗客の安全確保や各種関係機関への連絡、代替車両の手配など、速やかな対応が可能な者であること。
- (5) 「富里市新デマンド交通運行業務委託仕様書」に基づく業務を行うことができる者であること。

- (6) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号の規定に該当しない者であること。
- (7) 富里市若しくは千葉県から指名停止の措置を受けていない者であること。
- (8) 国税及び地方税を滞納していない者であること。
- (9) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続き開始の申立てをしていないこと、及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続き開始の申立てをしていないこと。

#### 4. 手続き等

本プロポーザルの参加手続きは以下のとおりとする。

##### (1) 担当部署（提出・問い合わせ先）

富里市企画財政部経営戦略課（担当：太田、渋谷）

〒286-0292 富里市七栄 6 5 2-1

TEL 0476-93-1118（直） FAX 0476-93-9954

E-mail [koutsu@city.tomisato.lg.jp](mailto:koutsu@city.tomisato.lg.jp)

（業務時間：土日祝日を除く午前 8 時 3 0 分から午後 5 時 1 5 分まで）

##### (2) 質問の受付及び回答

受付期限：令和 4 年 6 月 1 0 日（金）まで

提出場所：上記(1)に同じ

提出方法：別添の質問書（様式 3）により、FAX または電子メールにて提出すること

回答日：令和 4 年 6 月 1 4 日（火）

回答方法：質問があった場合に限り、全社に FAX または電子メールにて回答

##### (3) 企画提案書等の提出

提出期限：令和 4 年 6 月 2 0 日（月）午後 5 時 1 5 分まで（必着）

提出部数：企画提案書 原本 1 部 副本 1 2 部

その他の書類 同上

提出場所：上記(1)に同じ

提出方法：持参または書留郵便

#### 5. 提出書類

提出する書類は、次に掲げるものとする。

## (1) 企画提案書

### (ア) 提案書の作成様式

- 企画提案書の用紙サイズは、A4版とすること。(A3版による折込頁の挿入は可、図示・着色は自由)
- 企画提案書には様式1「企画提案書提出届」を表紙とすること。

### (イ) 提案項目

- 合理的な運行体制（運行経路設定の仕組み、配車管理等）
- 安全性に対する取組（具体的な取組）
- 本業務に関する受託意欲（本業務の趣旨・内容の理解、受託に関する意欲等）
- 乗務員への指導能力（安全運行、充実したサービス提供を継続する上で乗務員への教育指導体制）
- 受注実績（他自治体等でのデマンド運行事業の実績等）「様式2 業務経歴書」
- 不測の事態の対処方法（定員超過時、災害時及び事故時の対応、損害賠償能力等、対応マニュアルの整備等）
- 車両保有台数（乗務員や車両の確保等）
- 重大事故の発生状況（過去に重大自動車事故を起こしていないか）
- 受託後の組織体制（事業受託後の管理責任体制等）
- 利用者の利便性向上（利便性を向上させるための取組内容）

## (2) その他の書類

- 一般乗合旅客自動車運送事業の許可申請に必要な全ての書類
- 会社案内等の法人の概要がわかるもの
- 商業登記事項署名書または代表者身分証明書の写し
- 道路運送法第4条第1項に基づく一般乗合旅客自動車運送事業許可書の写し

ただし、運行開始日までに同法21条に規定する許可を取得見込のある者に限っては、一般貸切旅客自動車運送事業又は一般乗用旅客自動車運送事業の写し

- 財務諸表（過去3年のもの。貸借対照表、損益計算書）
- 国税及び地方税の未納がないことの証明書
- 乗務員の交通事故・違反状況（過去3年）
- 誓約書（様式3）
- 見積書

※ 見積書の作成に当たっては「富里市新デマンド交通運行業務委託仕様書」に十分留意し、様式4「見積書記載例」を参照とす

ること。

- ※ 見積書には基本輸送費と基本管理費の見積金額を記載すること。
- ※ 委託料は基本輸送費については実働回数に応じた支払体系であることから、見積書には1便当たりの運行金額を記載すること。
- ※ 1便当たりの見積金額は4,000円以内(消費税及び地方消費税含む)とすること。
- ※ 基本管理費はオペレーター業務に要する1日当たりの経費及び運行管理システムに要する費用を記載すること。

## 6. 審査・選定方法

富里市新デマンド交通運行業務委託業者選定委員会(以下「選定委員会」という)を設置し、提出のあった企画提案書等とプレゼンテーションにより、下記7に示す審査項目毎の評価点数の合計点数にて競う「総合評価方式」により審査を行い、最も評価点数が高い者を選定する。

ただし、最高得点提案者が複数ある場合は、くじ引きとする。

また、市長は選定委員会が選定した契約予定者の報告を受け、最終的に契約予定者を決定し通知する。

### (1) プレゼンテーションの実施日時

令和4年6月27日(月)午前10時から

なお、詳細な時間は後日通知します。

### (2) プレゼンテーションの実施場所

富里市中央公民館4階大会議室

### (3) プレゼンテーションの実施方法

説明20分 質疑10分

### (4) 機器の使用等

提案者は、パソコン、プロジェクター等を使用する場合は、「経営戦略課」に事前に連絡の上、相談するものとし、使用する機器については提案者にて用意すること。

### (5) 参加人数

参加者は5名以内とし、プレゼンテーションの説明は、本業務を担当する予定の担当者が行うものとする。ただし、必要に応じて参加者が分担して説明しても構わない。

## 7. 評価方法

選定委員会において、先に提出された企画提案書に加え、プレゼンテーション等の結果を、富里市新デマンド交通運行業務提案審査基準及び評価方法に基づき、総合的に評価し、採点する。

配点は、選定委員1名当たり100点満点で行い、評価点（100点）に採点した委員人数を乗じた点数の6割を最低基準点とし、それ以上の点数を得た提案者の中から最高得点提案者を契約候補者として選定する。

## 8. 審査結果

審査終了後速やかに文書にて通知します。審査の過程は非公開とし、審査結果に関する質疑は一切応じません。

## 9. その他の留意事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に関する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 定められた提出期限内に書類の提出がないとき、または辞退の申し出があったときは、参加する資格を失う。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明した場合、または、著しく信義に反する行為があった場合は、提出された書類は無効とする。
- (4) 提出期限以降、原則として書類の記載内容の変更を認めない。
- (5) 提出書類は返却しないものとする。

## 10. 全体スケジュール

令和4年6月7日(火)	公募開始
令和4年6月7日(火)～10日(金)	質問受付期間
令和4年6月14日(火)	質問に対する回答日
令和4年6月20日(月) 午後5時15分まで	提出書類締切日
令和4年6月27日(月) 午前10時から	プレゼンテーション実施日
令和4年6月28日(火)	結果通知書発送
令和4年6月30日(木)	契約締結日(予定)

(様式1)

企画提案書提出届

富里市長 五十嵐 博文 様

富里市新デマンド交通実証運行業務委託プロポーザル実施要領に基づき、企画提案書類を提出します。

なお、提出した内容に虚偽又は不正はなく、契約候補者に選定された場合には、記載した内容を誠実に実行することを誓約します。

(添付書類)

- ・企画提案書 原本1部、副本12部

令和 年 月 日

住 所  
事業者名  
代表者氏名

印

(様式2)

業務経歴書

事業者名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

発注者	契約期間	業務名・業務内容	契約金額
	～		
	～		
	～		
	～		
	～		

(注1) 同種業務又は類似業務の契約実績を以下の条件に基づき記入すること

- ・元請として契約した業務
- ・令和4年3月31日までに完了した業務

(注2) 業務実績が複数の場合は、同種業務及び地域性を優先し、5件まで記入すること。

(様式3)

## 誓約書

私は、富里市が富里市暴力団排除条例(平成24年3月16日条例第2号)に基づき、暴力団を利することとならないよう、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴対法第2条第2号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を市の事務等から排除していることを承知したうえで、下記の者に該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は申し立てません。

また、必要に応じ、下記の者に該当しないことを確認するため、富里市からの調査に協力し、千葉県警察本部に照会することについて承諾します。

### 記

- 1 当該対象物件を暴力団の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- 2 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下「役員等」という。)が暴力団員である者
- 3 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
- 4 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的にあるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- 5 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている者
- 6 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- 7 前各号のいずれかに該当する者の依頼を受けて契約を行う者

年 月 日

(あて先) 富里市長 五十嵐 博文 様

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者職氏名

印

(様式4)

令和4年 月 日

(あて先) 富里市長

## 質 問 書

「富里市新デマンド交通運行業務委託」に係るプロポーザル実施要領に関し、次の事項について質問します。

質問対象※	質問内容

※質問対象欄には、プロポーザル実施要領等のページ数や様式の番号等を記入してください。

法 人 名		
事業所名・担当部署名		
担当者氏名		
連絡先	電話	
	FAX	
電子メールアドレス		

(様式 5 : 見積書記載例)

年 月 日

富里市長

様

参加者 事業者名  
代表者名  
住 所

見積書

1. 基本輸送費

円/便 (税込)

2. 基本管理費

オペレーター業務

円/日 (税込)

運行管理システム費用

円/年 (税込)

富里市新デマンド交通運行業務提案審査基準及び評価方法

1 審査項目及びその着眼点

項 目	着 眼 点	配 点
合理的な運行体制	最新の運行管理システムの導入や配車管理など効率的・合理的な運行体制であるか。	20点
安全性に対する取組	安全性に対する具体的な取組はあるか。	15点
本業務に対する受託意欲	本業務の趣旨、内容を理解し、熱意をもって取り組む意欲はあるか。	10点
乗務員への指導能力	乗務員に対する指導・教育体制は整っているか。	10点
受注実績	過去5年間(平成29年4月～令和4年3月までの期間)において、自治体における公共交通関連業務を受注した実績があるか。 5件＝10点、4件＝8点、3件＝6点 2件＝4点、1件＝2点、0件＝0点	10点
不測の事態の対処方法	車両故障や事故など、不測の事態が発生した際の対処方法は具体的か。	10点
利用者の利便性の向上	利用者の利便性向上に取り組む具体的な提案はあるか。	10点
車両保有台数	本業務に対応するのに十分な台数の車両を保有しているか。	5点
重大事故の発生状況	過去5年間(平成29年4月～令和4年3月までの期間)において発生した重大事故の状況は。	5点
業務受託後の組織体制	本業務に対する組織体制に不備はないか。	5点
合 計		100点

## 2 評価方法

(1) 前記1の各項目（受注実績除く）ごとに、次の5段階で評価し、得点とする。

評価結果	評 価
提案内容が、非常に優れている。	A
提案内容が、優れている。	B
提案内容が、普通である。	C
提案内容が、やや劣っている。	D
提案内容が、劣っている。	E

(2) 選定対象者について、見積金額が安価な順に順位を付し、算出された合計得点に、次の率を乗じたものを当該提案の得点とする。

見積金額の安価な順位	乗じる率
1位	1.00
2位	0.95
3位	0.90
4位	0.85
5位以下	0.80